

愛知県地域防災計画の修正(案)要旨

I 地域防災計画修正の根拠

都道府県地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている（災害対策基本法第40条）。

また、地域防災計画の作成、修正は都道府県防災会議の所掌事務とされている（災害対策基本法第14条）。

II 愛知県の取り組みに係る修正事項

1 被災者生活再建支援に係る独自制度の創設

○自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯のうち、被災者生活再建支援法による支援の対象とならない世帯の生活再建に資するため、市町村が当該世帯に被災者生活再建支援金を支給する経費に対し、県が補助金を交付する制度を創設したため、その旨を追加する。

<主な修正箇所>

■風水害等編	第4編 第4章	被災者等の生活再建等の支援	p 4
■地震・津波編	第4編 第5章	被災者等の生活再建等の支援	

2 ボランティア団体等との連携のとれた支援活動の展開

○地域の防災関係者間が日頃から連携を進め、災害時にはボランティア団体等とともに、協力体制を確保できるよう、県、市町村が情報をボランティア団体等と共有する場を設けるなどの記載を整理・追加する。

<主な修正箇所>

■風水害等編	第3編 第4章	応援協力・派遣要請	p 5
■地震・津波編	第3編 第4章	応援協力・派遣要請	

3 建設業団体の指定地方公共機関への指定

○「災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策支援に関する協定書」に基づき、県からの要請に応じて出動し、県が管理する公共土木施設の応急対策を実施する、一般社団法人愛知県建設業協会、一般社団法人愛知県土木研究会を指定地方公共機関へ指定したため、必要な修正を行う。（あわせて国から指定公共機関に指定されており、県と同協定を締結している一般社団法人日本建設業連合会に関する必要な修正を行う。）

<主な修正箇所>

■風水害等編	第1編 第3章	各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	p 6
■地震・津波編	第1編 第5章	各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	

Ⅲ 水防法及び土砂災害防止法の改正等に伴う修正

1 予想される水災の危険性の周知

○水防法の改正に伴い、市町村長は、区域内にある河川のうち洪水時に避難を確保することが特に必要と認められる河川について、過去の浸水状況等を把握することに努め、予想される水災の危険を住民等に周知させることとなったため、記載を追加する。

<主な修正箇所>

■風水害等編	第2編 第2章 水害予防対策	p 7
--------	----------------	-----

2 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施

○水防法及び土砂災害防止法の改正に伴い、要配慮者利用施設の所有者等は、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要な訓練その他の措置に関する具体的計画の作成、市町村長への報告及び訓練の実施を行うことになったため、必要な修正を行う。

<主な修正箇所>

■風水害等編	第2編 第2章 水害予防対策 他	p 8
--------	------------------	-----

3 避難確保計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者に対する指示

○水防法及び土砂災害防止法の改正に伴い、市町村長は、市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、計画が作成されていない場合は、所有者等に必要な指示をすることができ、正当な理由なく指示に従わなかった場合はその旨公表することができることとされたため、記載を追加する。

<主な修正箇所>

■風水害等編	第2編 第2章 水害予防対策 他	p 9
--------	------------------	-----

4 水防活動を行う民間事業者による緊急通行等

○水防法の改正に伴い、水防団等に加え、水防管理者から委任を受けた者が緊急時に一般交通や公共用に供しない空地や水面を通行することができ、水防管理団体はそれにより損失を受けた者に対し損失を補償しなければならないなどの記載を追加する。

<主な修正箇所>

■風水害等編	第3編 第8章 水害防除対策	p 10
--------	----------------	------

IV 国の防災基本計画の修正やその他の法令の改正等に伴う修正事項

1 避難勧告等に関するガイドラインの改正に伴う記載の整理

- 「避難勧告等に関するガイドライン」の改正に伴い、いざというときに市町村長自らが躊躇なく避難指示等を発令できるよう、具体的な区域を設定することや立退き避難を原則とすることとしたため、必要な修正、記載の追加を行う。

<主な修正箇所>

■風水害等編	第2編 第9章	避難行動の促進対策	p 1 1
■地震・津波編	第2編 第7章	避難行動の促進対策	

2 港湾法の一部改正に伴う国土交通省への支援要請に係る記載の追加

- 港湾法の一部改正に伴い、港湾管理者は非常災害時に、国による自衛隊等の政府機関や民間企業との岸壁の利用に関する高度な調整、岸壁等の点検・使用可否判断、臨港道路の段差解消等の応急復旧等のため、必要がある場合は、国に支援の要請を行うこととなったため、記載を追加する。

<主な修正箇所>

■風水害等編	第3編 第7章	交通の確保・緊急輸送対策	p 1 2
■地震・津波編	第3編 第8章	交通の確保・緊急輸送対策	

V 主な修正の内容

II-1 被災者生活再建支援に係る独自制度の創設

<修正箇所>

- 風水害等編 第4編 第4章 被災者等の生活再建等の支援
- 地震・津波編 第4編 第5章 被災者等の生活再建等の支援

<新旧対照表>

- 風水害等編 p 3 5
- 地震・津波編 p 2 5

■風水害等編

第4編 第4章 被災者等の生活再建等の支援

現行（平成29年5月修正）	改正案
第2節 被災者への経済的支援等	第2節 被災者への経済的支援等
<p>1 県（総務部、健康福祉部、防災局、会計局、各種免許・手数料等所管部局）における措置</p> <p>(1) 被災者生活再建支援金の支給</p> <p>県は、被災者生活再建支援法に基づき、同法の適用となる自然災害により全壊またはこれに準ずる程度の被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。</p> <p>なお、被災世帯への支援金の支給に関する事務は、被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県会館）に委託している。</p> <p>（追加）</p>	<p>1 県（総務部、健康福祉部、防災局、会計局、各種免許・手数料等所管部局）における措置</p> <p>(1) 被災者生活再建支援金の支給</p> <p>ア 県は、被災者生活再建支援法に基づき、同法の適用となる自然災害により全壊またはこれに準ずる程度の被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。</p> <p>なお、被災世帯への支援金の支給に関する事務は、被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県会館）に委託している。</p> <p>イ 県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯のうち、被災者生活再建支援法による支援の対象とならない世帯の生活再建に資するため、市町村が当該世帯に被災者生活再建支援金を支給する事業に要する経費に対し、<u>県費補助金を交付する。</u></p>

■地震・津波編

第4編 第5章 被災者等の生活再建等の支援

※ 風水害等編と同様の修正を行う。

Ⅱ－２ ボランティア団体等との連携のとれた支援活動の展開

<修正箇所>

- 風水害等編 第2編 第1章 防災協働社会の形成推進
第3編 第4章 応援協力・派遣要請
- 地震・津波編 第2編 第1章 防災協働社会の形成推進
第3編 第4章 応援協力・派遣要請

<新旧対照表>

- 風水害等編 p 3、24
- 地震・津波編 p 4、16

■風水害等編

第2編 第1章 防災協働社会の形成推進

現行（平成29年5月修正）	改正案
第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携
1 県（防災局、関係部局）及び市町村における措置 (2) 防災ボランティア活動の支援 (略) (追加)	1 県（防災局、関係部局）及び市町村における措置 (2) 防災ボランティア活動の支援 (略) <u>(3) 連携体制の確保</u> 日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要である。そのため、県及び市町村は、平時から自主防災組織、防災に関するNPO及び防災関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。

第3編 第4章 応援協力・派遣要請

現行（平成29年5月修正）	改正案
第4節 ボランティアの受入	第4節 ボランティアの受入
3 コーディネーターの役割 (略) (追加)	3 コーディネーターの役割 (略) 4 ボランティア団体等との連携 県及び市町村は、社会福祉協議会、県内及び県外から被災地入りしているNPO等のボランティア団体と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。

■地震・津波編

第2編 第1章 防災協働社会の形成推進

第3編 第4章 応援協力・派遣要請

※ 風水害等編と同様の修正を行う。

Ⅱ－３ 建設業団体の指定地方公共機関への指定

<修正箇所>

- 風水害等編 第1編 第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱
- 地震・津波編 第1編 第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

<新旧対照表>

- 風水害等編 p 2
- 地震・津波編 p 3

■風水害等編

第1編 第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

現行（平成29年5月修正）		改正案	
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱		第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	
5 指定公共機関		5 指定公共機関	
機関名	内容	機関名	内容
ソフトバンク株式会社	(略)	ソフトバンク株式会社	(略)
(追加)	(追加)	<u>一般社団法人日本建設業連合会</u>	「災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策支援に関する協定書」に基づき、県からの要請に応じて出動し、県が管理する公共土木施設の応急対策を実施する。
6 指定地方公共機関		6 指定地方公共機関	
機関名	内容	機関名	内容
一般社団法人愛知県LPガス協会	(略)	一般社団法人愛知県LPガス協会	(略)
(追加)	(追加)	<u>一般社団法人愛知県建設業協会、一般社団法人愛知県土木研究会</u>	「災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策支援に関する協定書」に基づき、県からの要請に応じて出動し、県が管理する公共土木施設の応急対策を実施する。

■地震・津波編

第1編 第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

※ 風水害等編と同様の修正を行う。

Ⅲ－１ 予想される水災の危険性の周知

<修正箇所>

■風水害等編 第2編 第2章 水害予防対策

<新旧対照表>

■風水害等編 p 5

■風水害等編

第2編 第2章 水害予防対策

現行（平成29年5月修正）	改正案
第1節 河川防災対策	第1節 河川防災対策
<p>1 中部地方整備局、県（建設部）及び市町村における措置</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>（追加）</p>	<p>1 中部地方整備局、県（建設部）及び市町村における措置</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>(5) 予想される水災の危険の周知等</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>市町村長は、区域内に存する河川のうち洪水時の避難を確保することが特に必要と認められる河川について、過去の浸水状況等を把握することに努め、予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。</u></p>

Ⅲ－２ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施

<修正箇所>

■風水害等編 第2編 第2章 水害予防対策 他

<新旧対照表>

■風水害等編 p 7 他

■風水害等編

第2編 第2章 水害予防対策 他

現行（平成29年5月修正）	改正案
第4節 浸水想定区域における対策	第4節 浸水想定区域における対策
<p>6 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置</p> <p><u>(1) 計画の策定等</u></p> <p>市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の措置をとるよう努めなければならない。</p> <p><u>ア 計画の策定</u></p> <p>要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する具体的計画の作成</p> <p><u>イ 訓練の実施</u></p> <p>要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施</p> <p><u>ウ 自衛水防組織の設置</u></p> <p>要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織の設置及び市町村への報告</p>	<p>6 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置</p> <p>市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の<u>(1)、(2)</u>をしなければならない、又は<u>(3)</u>のとおり努めなければならない。</p> <p><u>(1) 計画の作成</u></p> <p>要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する具体的計画の作成及び市町村長への報告</p> <p><u>(2) 訓練の実施</u></p> <p>要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施</p> <p><u>(3) 自衛水防組織の設置</u></p> <p>要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織の設置及び市町村への報告</p>

Ⅲ－3 避難確保計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者に対する指示

<修正箇所>

■風水害等編 第2編 第2章 水害予防対策 他

<新旧対照表>

■風水害等編 p 6 他

■風水害等編

第2編 第2章 水害予防対策 他

現行（平成29年5月修正）	改正案
第4節 浸水想定区域における対策	第4節 浸水想定区域における対策
<p>4 浸水想定区域のある市町村における措置</p> <p>(1) 市町村地域防災計画に定める事項</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項</p> <p>(2) (略)</p> <p>(追加)</p>	<p>4 浸水想定区域のある市町村における措置</p> <p>(1) 市町村地域防災計画に定める事項</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 市町村長の指示等</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>市町村長は、市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。</u></p>

Ⅲ－４ 水防活動を行う民間事業者による緊急通行等

<修正箇所>

■風水害等編 第3編 第8章 水害防除対策

<新旧対照表>

■風水害等編 p 30

■風水害等編

第3編 第8章 水害防除対策

現行（平成29年5月修正）	改正案
<p>第1節 水防</p> <p>1 水防管理者、ダム・ため池・水門・こう門等の管理者、河川管理者、海岸管理者及びため池管理者における措置</p> <p>(2) 水防活動</p> <p>ア～カ（略）</p> <p>（追加）</p> <p>（追加）</p>	<p>第1節 水防</p> <p>1 水防管理者、ダム・ため池・水門・こう門等の管理者、河川管理者、海岸管理者及びため池管理者における措置</p> <p>(2) 水防活動</p> <p>ア～カ（略）</p> <p>キ <u>緊急通行</u></p> <p><u>水防団等並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場合に赴く時は、一般交通や公共用に供しない空地や水面を通行することができ、水防管理団体はそれにより損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。</u></p> <p>ク <u>公用負担</u></p> <p><u>水防団長等並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要があるときは、水防の現場において、必要な土地を一時利用し、土石等の資材を使用し、車両・運搬用機器・排水機器を使用することができ、水防管理団体は、それにより損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。</u></p>

IV-1 避難勧告等に関するガイドラインの改正に伴う記載の整理

<修正箇所>

- 風水害等編 第2編 第9章 避難行動の促進対策
- 地震・津波編 第2編 第7章 避難行動の促進対策

<新旧対照表>

- 風水害等編 p 14
- 地震・津波編 p 9、10

■地震・津波編

第2編 第7章 避難行動の促進対策

現行（平成29年5月修正）	改正案
第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成	第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成
<p>1 市町村における措置</p> <p>ウ 「<u>避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン</u>」（内閣府）を参考にすること</p> <p>エ 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえること。</p> <p>オ <u>避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意すること</u></p> <p>カ 避難勧告等の発令基準については、津波警報等が発表された場合に直ちに<u>避難指示（緊急）等を発令することを基本とした具体的なものとする</u>こと (追加)</p>	<p>1 市町村における措置</p> <p>ウ 「<u>避難勧告等に関するガイドライン</u>」（内閣府）を参考にすること</p> <p>エ 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえる<u>とともに、いざというときに市町村長自らが躊躇なく避難指示（緊急）を発令できるよう、具体的な区域を設定すること。</u></p> <p>オ <u>津波は想定を上回る高さとなる可能性があることなどから、屋内での安全確保措置とはせず、立退き避難を原則とすること。</u></p> <p>カ 避難勧告等の発令基準については、津波警報等が発表された場合、<u>どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、避難準備・高齢者避難開始、避難勧告は発令せず、基本的には避難指示（緊急）のみを発令すること。</u></p> <p>キ <u>我が国から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波のように、到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合があるが、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告の発令を検討すること</u></p>

■風水害等編

第2編 第9章 避難行動の促進対策

※ 地震・津波編と同様の修正を行う。

IV-2 港湾法の一部改正に伴う国土交通省への支援要請に係る記載の追加

<修正箇所>

- 風水害等編 第3編 第7章 交通の確保・緊急輸送対策
- 地震・津波編 第3編 第8章 交通の確保・緊急輸送対策

<新旧対照表>

- 風水害等編 p 29
- 地震・津波編 p 21

■風水害等編

第3編 第7章 交通の確保・緊急輸送対策

現 行 (平成 29 年 5 月 修正)	改 正 案
第4節 港湾・漁港施設対策	第4節 港湾・漁港施設対策
1 港湾・漁港管理者（県、市町村、名古屋港管理組合）における措置 (1) ～ (3) (略) (追加) (4) 航路啓開の実施	1 港湾・漁港管理者（県、市町村、名古屋港管理組合）における措置 (1) ～ (3) (略) (4) <u>国土交通省への支援要請（港湾法第55条の3の3）</u> <u>港湾管理者は非常災害時に、国による自衛隊等の政府機関や民間企業との岸壁の利用に関する高度な調整、岸壁等の点検・使用可否判断、臨港道路の段差解消等の応急復旧等のため必要がある場合は、国に支援の要請を行う。</u> (5) 航路啓開の実施

■地震・津波編

第3編 第8章 交通の確保・緊急輸送対策

※ 風水害等編と同様の修正を行う。